

平成 28 年度

狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書

(平成 27 年度実施事業)

平成 28 年 11 月

狛江市教育委員会

## 【目次】

■平成 28 年度狛江市教育委員会の自己点検及び評価について	1
--------------------------------	---

### ◆平成 28 年度 事業評価用ヒアリングシート(平成 27 年度実施事業)

---

事業 1 Q-U・hyper-QU アンケート活用	3
事業 2 学校給食	13
※各参考資料は別添	

### ◆平成 28 年度教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会答申(平成 27 年度実施事業)

■はじめに	37
■今年度の自己点検及び評価と審査の概要	37
■今年度の自己点検及び評価の各事業に対する審査委員会の意見	
事業 1 Q-U・hyper-QU アンケート活用	39
事業 2 学校給食	41

## ■平成 28 年度狛江市教育委員会の自己点検及び評価について

---

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条の規定により，教育委員会が実施した事業の自己点検及び評価を行うにあたり，狛江市教育委員会では，教育委員会に附属機関として設置している「狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会」に意見を求め，以下の手順で教育委員会の自己点検及び評価を行った。

1. 審査委員会による点検・評価事業の選定
2. 担当部署による事業の自己点検及び評価として，事業評価用ヒアリングシートの作成
3. 審査委員会による事業点検及び評価

審査委員会による事業点検及び評価の結果を回答意見(答申)として受け，その答申を基に，平成 28 年 11 月 10 日に行われた平成 28 年第 11 回教育委員会定例会にて，今年度の狛江市教育委員会の自己点検及び評価について審議した。

本冊子は，審議の結果承認されたものを，今年度の狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書としてまとめたものである。

### 【本年度点検・評価選定事業】

- ・ Q-U・hyper-QU アンケート活用
- ・ 学校給食

### 【狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会】

- 委員長：押尾 賢一（学識経験者）  
副委員長：長田 輝男（学識経験者）  
委員：氏家 嘉代（市民委員）  
委員：永田 従雄（市民委員）



◆平成 28 年度 事業評価用ヒアリングシート(平成 27 年度実施事業)

事業 1 Q-U・hyper-QU アンケート活用

◆平成 28 年度 狛江市教育委員会の自己点検及び評価 事業評価用ヒアリングシート  
(平成 27 年度事業に対する自己点検)

事業名	Q-U・hyper-QU アンケート活用 (小学校・中学校)
所管課	指導室

## 事業内容

### ■Q-U・hyper-QU アンケートの実施目的

hyper-QU アンケートの結果をもとに、一人一人の児童・生徒の内面に寄り添い、その状況に合わせた教員による声掛けや望ましい学級集団づくりに向けた指導の実施により、「集団への所属感」や「学習意欲」を高め、安定した学級集団を基盤とした学力向上に資することを目的とし、児童・生徒の多面的な理解のための指標の一つとして活用しています。

### ■hyper-QU について

hyper-QU は、

○いごちのよいクラスにするためのアンケート(学校満足度尺度)

○やる気のあるクラスをつくるためのアンケート(学校生活意欲尺度)

○日常の行動を振り返るアンケート(ソーシャルスキル[対人関係スキル]尺度)

という 3 つのアンケートから構成される、発達段階によって異なる 21～40 項目の質問の回答から、児童・生徒一人一人の学級や学校での生活における満足度や意欲の状況を捉え、児童・生徒を理解するためのツールです。

また、学級集団の雰囲気、児童・生徒の学級内での相対的位置を知ることができ、アンケート結果を授業改善、学級経営(学級づくり)等に生かすことで、より望ましい学級集団の形成と良好な人間関係を築き意欲的な学校生活に導くための基礎資料となります。

### ■hyper-QU アンケート実施方法及び結果分析 ※詳細別添資料参照。

小・中学校の全児童・生徒を対象として年 2 回(6 月、11 月)アンケートを実施しています。アンケートは実施後 2～3 週間程度で分析結果が戻ります。早急に対応が必要な児童・生徒を発見することをねらい、アンケートの回答内容は、実施後教師がチェックを行っています。

### ■hyper-QU アンケートの結果に基づく学級・学年集団づくり検討会

hyper-QU アンケートの結果をより効果的に活用するため、それぞれの学級や学年の状況等について、検討会を通して関係教員が共通理解を図るとともに、指導の方向性や具体的な指導の手立て等を協議することにより、よりよい学級・学年集団づくりに資することを目的として実施しています。

■授業コンサルテーション ※詳細別添資料参照。

各校に年2回、Q-U分析の専門家(講師)を派遣し、hyper-QUの結果分析に基づく助言、教員への具体的な結果分析方法の助言、管理職への全体傾向の説明等を行います。

学校からの要望に応じて、学級・学年ごとの現状のアセスメント、今後の対応についての助言など実施しています。

■Q-U・hyper-QU導入の経緯

○Q-U導入経緯

Q-Uは、学校生活における児童・生徒の個々の意欲や満足感を測ることで、不登校の早期発見やいじめの未然防止、さらには学級崩壊の対応に有効に活用できるのではないかと考え、導入を決定しました。

○hyper-QU導入理由

- ① 児童生徒一人一人のソーシャルスキルを把握し、学級内での児童・生徒同士の関わりや、配慮の度合いを考慮した学級集団の分析を行うことにより、学級集団が集団として機能しているかどうかを明らかにすることができるようになるなど、学級集団の状況をよりの確に把握できるようになること。
- ② 児童・生徒用の個人票が作成されるため、児童・生徒が自分自身で学校生活を見直すことができるようになること、また、保護者と学校とが児童・生徒の状況を共有することで保護者と学校との連携した指導が可能となり、児童・生徒がより充実した学校生活を送れるようになることが期待できること。

などの理由から導入を決定しました。

年度	種類	対象・推移	実施時期・回数
H23	Q-U	小学校3年生以上の児童，中学校全学年の生徒	6月・11月 年2回
H24	Q-U	小・中学校の全学年に拡大	
H25			
H26	Q-U・ hyper-QU	中学校1校にhyper-QUを導入(他は前年同様)	
H27	hyper-QU	小・中学校全児童・生徒を対象にhyper-QUを導入	

※平成24年度から平成26年度までは早稲田大学河村研究室にQ-Uの結果分析を委託。

■Q-U・hyper-QUの実施にかかる費用

(単位：千円)

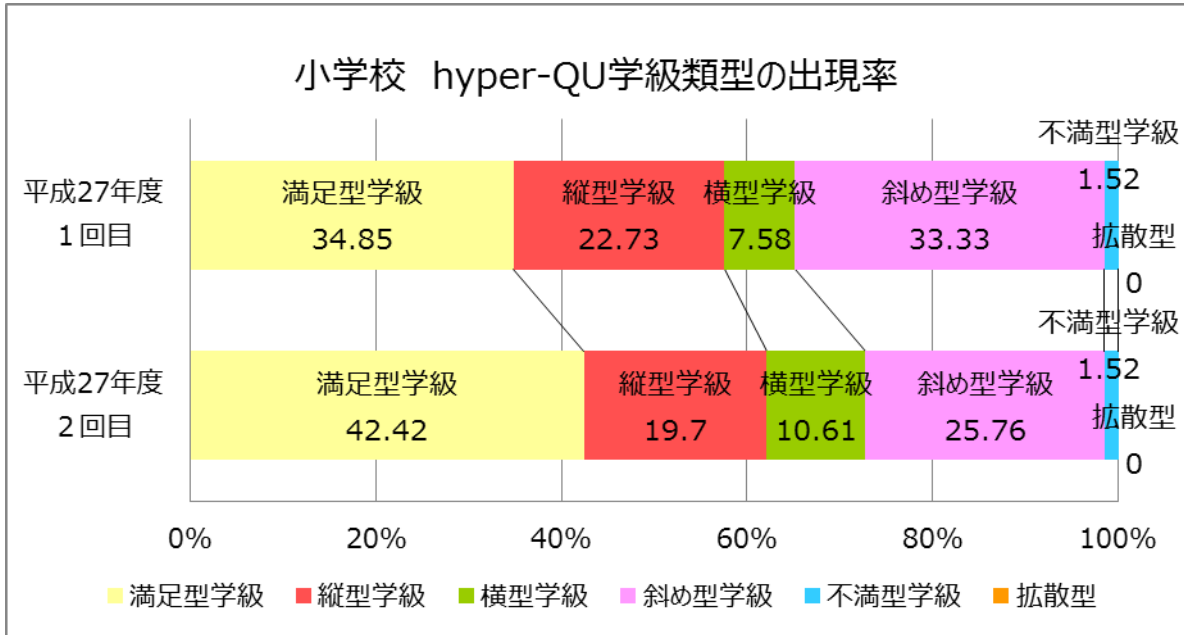
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28 <sup>※1</sup>
Q-Uアンケート 実施委託料	1,726	2,085	3,745	3,803	3,956	4,053

※1：H28は予算額

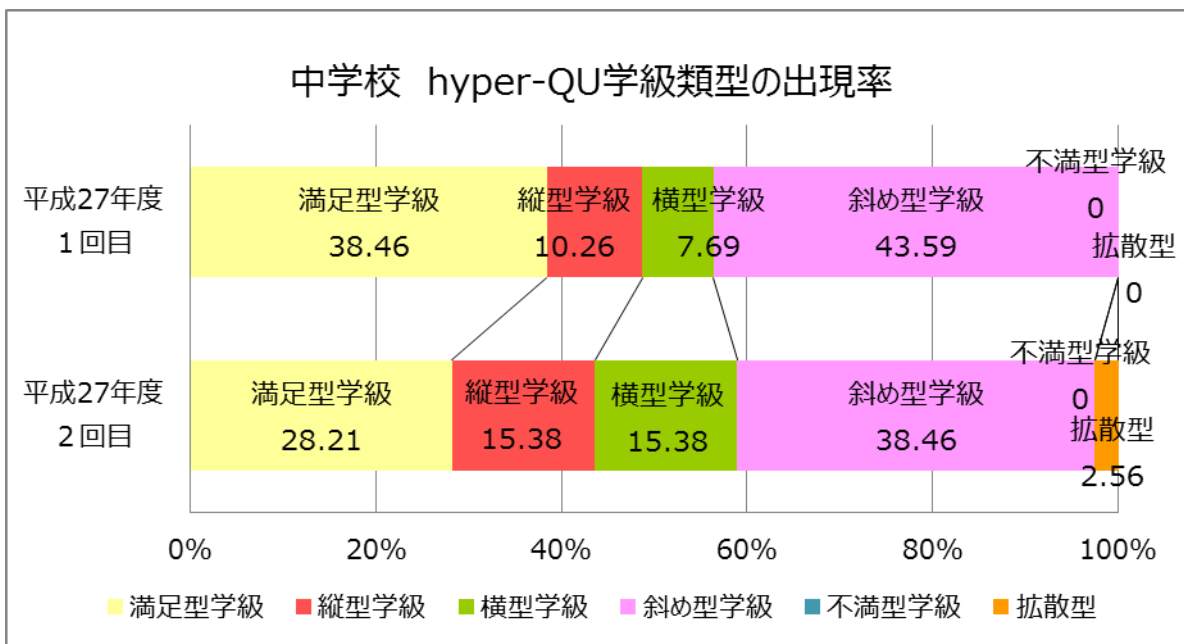
※参考：平成 27 年度延べ実施人数及び実施単価

	延べ人数(2回実施分)	hyper-QU 税抜単価
小学校	6,399 人	408 円
中学校	2,578 人	

■ 狛江市立小・中学校の hyper-QU アンケート結果状況(一部抜粋) (平成 27 年度)



※小学校のデータは3～6年生のデータを用いて分析。





	小学校	中学校
学級集団 の状態	<p>満足型(望ましい学級集団)を示した学級集団の狛江市全体での割合は、第1回調査では約35%、第2回調査では約42%でした。</p> <p>また、斜め型(不安定・荒れ始め)を示した学級集団の狛江市全体での割合は、第1回調査では約33%、第2回調査では約26%でした。</p>	<p>満足型(望ましい学級集団)を示した学級集団の狛江市全体での割合は、第1回調査では約38%、第2回調査では約28%でした。</p> <p>また、斜め型(不安定・荒れ始め)を示した学級集団の狛江市全体での割合は、第1回調査では約44%、第2回調査では約38%であり、たて型(規律重視)を示した学級集団の狛江市全体での割合は、第1回調査では約10%、第2回調査では約15%でした。</p>
学習意欲 ・学習動機	<p>学習意欲では、満足型の学級において学習意欲が高い傾向があり、たて型(規律重視)や斜め型(不安定・荒れ始め)の学級において学習意欲が低くなる傾向がありました。</p> <p>学習動機では、学級生活満足度や学力調査結果の良好な児童ほど、学習に対して自分の知的好奇心(内発的な動機)から取り組んでいる傾向がありました。</p>	<p>学習意欲では、たて型(規律重視)の学級において学習意欲が低くなる傾向がありました。</p> <p>学習動機では、学級生活満足度や学力調査結果の良好な生徒ほど、学習に対して自分の知的好奇心(内発的な動機)から取り組んでいる傾向がありました。</p>

## 事業の評価

### 視点① アンケート結果の活用について

- ・アンケートの結果は、それぞれの教員の学級経営にどのように生かされているか？また、教育委員会は、学校に対してどのように指導・助言しているのか？
- ・アンケートの結果は、児童・生徒の指導にどのように生かされているか？ また、教育委員会は、学校に対してどのように指導・助言しているのか？

#### ◆アンケート結果を踏まえた児童・生徒への指導やフォローのしかた

##### ■学級・学年集団づくり検討会

学級・学年集団づくり検討会において、hyper-QU アンケートにより明らかになったそれぞれの学級や学年の状況等について、関係教員が共通理解を図るとともに、指導の方向性や具体的な指導の手立て等を協議しています。

なお、学級・学年づくり検討会は、学年等を単位として関係する全ての教員が参加し実施しています。

検討会は第1回 hyper-QU アンケート結果及び第2回 hyper-QU アンケート結果を基にそれぞれ開催しています。

##### ■hyper-QU アンケートの家庭への返却と、要支援群の児童・生徒への対応

hyper-QU アンケートの結果が戻った早い段階で、学級担任等が hyper-QU アンケートの結果を確認し、「要支援」等に位置する児童・生徒については、学級・学年集団づくり検討会を待たずに、観察や声掛け、面談等の対応を行っています。

対象となる児童・生徒の実情に応じて、即時的に対応するケース、継続・長期的対応が必要となるケース、福祉的支援が必要なケースなど、ケースバイケースで検討し、柔軟に対応をしています。

##### ■hyper-QU アンケートの結果に基づく指導事例

###### 例1

グループ編成時に、資料の「7 学力とのクロス集計表」<sup>※2</sup>においてB-1、B-2に位置する子どもたちを様々な活動でリーダー役を担うよう働きかけます。特に部活動や行事など学習以外でリーダー等の役割を与えることで、他の児童生徒からの承認感を高め、学習意欲、学校生活への意欲を高めます。

※2：別添資料「Q-U・hyper-QU セット」内「コンピュータ診断資料の見方・生かし方」(小学校用…P.22～23, 中学校用…P.18～19)参照。

###### 例2

話し合いの場面で様々な支援レベルの児童生徒が入るように均等にグループ分けを

行い、資料の「7 学力とのクロス集計表」において C-2 に位置する子どもたちには行事等の話し合いにおいて意図的に役割を与えるようにします。例えば、C-2 の児童・生徒には授業の場面で活躍の場を与えようとしても難しいため、行事など他の場面で活躍できるようにします。

### 例3

要支援に位置する児童・生徒については、学校のみで対応することには限界のある児童・生徒である可能性が高く、教育研究所の教育相談室、医療関係機関、福祉関係機関等と連携して対応します。

## ◆児童・生徒のアンケートに対する感想，保護者へのアンケート結果の伝え方

---

### ■指導・生徒のアンケートに対する感想

児童・生徒のアンケートに対する感想については、把握していません。

### ■保護者へのアンケート結果の伝え方

個人面談等の機会を利用し、hyper-QU の個人票を保護者に示し、家庭との連携を図っています。アンケート結果の家庭への返却方法については、市内統一の方法とはしていません。しかし、ただ説明もなく児童・生徒に返却するのではなく、各校とも必ず対話によって返却するよう学校に要請しています。

## ◆教員への指導，研修はどのように行っているか

---

### ■教員への指導

学級・学年集団づくり検討会を各学校にて実施すること及び実施結果の教育委員会への報告を小・中学校に対して通知しています。

実施結果の報告は、指導室に送付することとし、指導主事が報告内容を確認し、必要に応じて学校と指導方法を検討し、都度経過を確認しています。

### ■教員への研修 ※別添資料参照。

学校管理職等に対しては、校長会、副校長会、教務主任会、生活指導主任会等において、また、他の教員に対しては学校訪問等の機会において、hyper-QU 結果の活用方法等に関わる指導や助言を実施しています。

## 視点② hyper-QU への移行について

- ・ hyper-QU への移行により、(Q-Uに加えて)何か成果はあったか？
- ・ hyper-QU への移行に伴い、教員の負担は増えたか？それに対して何かしらの措置や配慮は行ったか？
- ・ これまでのアンケートの蓄積はどのように分析しているか？

### ◆hyper-QU への移行による成果

#### ■数値的成果

hyper-QU への移行による成果について、平成 26 年度までの結果と平成 27 年度の結果との比較では、数値的に有意な成果は表れていません。

#### ■数値以外の成果

hyper-QU への移行により、Q-U の 2 つの尺度（学校満足度尺度・学校生活意欲尺度）にソーシャルスキル尺度が加わることで、学級・学年集団形成に必要な対人関係を営むためのスキルが、児童・生徒にどの程度身に付いているかという視点など、より多面的な情報（勉強はできるけれど友達関係がうまくできない、感情表現がうまくできない、自分から友人を遊びに誘っているかどうか等、学校以外での様子も回答に影響される情報）を得ることができました。

また、学級集団の質に着目した「学級集団の型」が分析結果として示されることで、学級集団の状況に応じ、学習や生活の規律を重視した指導を行ったり、生徒と生徒との関係性の構築を重視した指導を行ったりするなど一層適切な手立てを講じることが可能となりました。

【例】・チャイム着席，挨拶の励行，清掃方法の統一

- ・ ホワイトボードを活用した担任と生徒との一行会話，終学活における日直からの一日でよかったことの報告

分析結果の個人票を児童・生徒や保護者に返却できることで、学校と児童・生徒と保護者の三者が、課題について共通の認識をもって学校・学級の生活や学習に取り組めるようになりました。平成 27 年度は、児童・生徒が自分の課題を分からずに頑張るのではなく原因を知って頑張れるよう、まず課題改善の着眼点について三者で合意・共通認識を持つところから始めています。

### ◆教員への負担について

hyper-QU アンケートの分析結果をもとに各教員が自らの学級経営や教科指導，配慮が必要な児童・生徒への対応の在り方について取り組んでいく必要はありますが，これらの業

務については、教員の通常の業務として位置付けられているものであるため、hyper-QU アンケートを実施することに伴う教員の業務負担増はないものと考えています。

◆これまでに蓄積された Q-U・hyper-QU アンケートの結果から見えてくること・検討結果、そのことへの対策

■Q-U・hyper-QU アンケートを通じて蓄積された結果とその検討

○満足型学級出現率

	平成 24 年度	平成 26 年度
小学校	32.7%	47.1%
中学校	25.0%	42.5%

平成 24～26 年度の Q-U アンケートの成果として、学級満足度が上がっている状況がありました。

また、Q-U 開始前の当時の小学 6 年生の無欠席率は 35.1%であったのに対し、平成 25 年度に中学 2 年生になった同学年の生徒の無欠席率は 48.3%でした。

以上のことから、満足する学級で生活する中で、児童・生徒が簡単に欠席しなくなっていることが見られています。

■hyper-QU アンケートの結果から見えてくる課題及び対策

狛江市では、学力上位層の学習意欲が、第 1 回調査時に比べ第 2 回調査時の方が減少する傾向にあり、その対策として、発展的学習の充実のため、教材を作成し、授業改善に結びました。

平成 27 年度は、算数と数学の発展教材を作成し、活用しました。

また、児童・生徒の内面を可視化することで、学年全体または学校全体が歩調を合わせた児童・生徒に対する取組を行い、学級集団の状態は望ましい方向に変化するよう検討を進めます。

【例】

- ・授業規律の統一、清掃方法の統一、チャイム着席の徹底

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒については、席替え時等に要支援群に位置する児童・生徒に対する教師の配慮がより行き届く場所にしたり、学習活動中のグループでの話し合いが活発に展開されるようグループ編成を考慮したりし、一人ひとりに対して個に応じた適切な指導を実施することで学級満足度が向上することを目指します。

また、hyper-QU に取り組むことで、学校全体がチームとして、児童・生徒の個別の問題や学級の問題を組織で解決を図ろうとする意識が生まれます。そのことにより、全ての児童・生徒の学習環境の整備し、全ての学級で一人ひとりの児童・生徒が学び合う学習集団づくりに結び付け、その実現を図っています。

## 今後の課題とその対策

### ○更なる学力向上

例えば、学力が一定レベル以上の児童生徒で、かつ満足群にいない児童・生徒たちの中に、力を十分に発揮できていないと考えられる児童・生徒が多くなる傾向にあるなど、学級集団の状況と学習意欲、学力には、相関関係のあることが hyper-QU と NRT<sup>※2</sup> (学力調査)、都の学力調査、国の学力調査の結果から明らかになっています。学級集団の状況と学力、学習意欲、についてより詳細な検討を行うため、NRT の実施教科(国語・算数・英語(※英語は中学校のみ))に、理科と社会科を加えること。

※2：NRT…標準学力検査(Norm Referenced Test)の略称。狛江市においては、狛江市学力調査のことを指します。

### ○hyper-QU アンケートの更なる活用

#### ■教員のスキルアップ

hyper-QU アンケート分析のための教員のスキルアップを図り、分析結果を活用した不登校対策(未然防止)に資するため、回数及び1回あたりの時間数の増加等、授業コンサルテーションの更なる充実を図る必要があります。

#### ■教材の開発

学力上位層の学習意欲向上に向け、習熟度別指導の一層の充実や学力上位層に向けた発展教材の開発を指導室が主体となり行います。

#### ■学年・学級集団づくり検討会の改善

学年または学校が児童・生徒に対する歩調を合わせた取組を行うため、学年・学級集団づくり検討会においてより具体的な対応策を検討するとともに、検討された対応策を確実に実施する必要があります。

そのために、教育委員会として hyper-QU の分析方法に係る研修会の実施、授業コンサルテーションにおける講師の派遣を行います。

### ○個別指導計画の作成時の活用

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の個別指導計画の作成に際し hyper-QU の結果を活用するよう各学校に助言するなどして、個に応じた指導を一層充実させます。

◆平成 28 年度 事業評価用ヒアリングシート(平成 27 年度実施事業)

## 事業 2 学校給食

◆平成 28 年度 狛江市教育委員会の自己点検及び評価 事業評価用ヒアリングシート  
(平成 27 年度事業に対する自己点検)

事業名	学校給食（小学校・中学校）
所管課	学校教育課（※学校給食を活用した「食」に関する指導は、指導室）

## 事業内容

### ○学校給食とは...

学校給食法により、学校の設置者(市)は学校給食を実施するよう努めなければならないと規定されています。(努力義務)

#### ■学校給食の目標（学校給食法第 2 条より抜粋）

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

また、学校給食法では、学校への栄養管理者（栄養士）の資格基準や衛生管理基準の設定、栄養教諭による指導、学校給食を行う際の経費負担（国・設置者・保護者）について定めています。

狛江市においても、学校給食法第 2 条の定める目標を達成するため、すべての市立学校（小学校 6 校、中学校 4 校）で、日々の学校給食を提供しています。



## ○狛江市の学校給食

学校給食は、完全給食（主食，おかず，ミルク），補食給食（おかずとミルク），ミルク給食（ミルクのみ）の3種類に分類されますが，狛江市では，このうち「完全給食」を実施しています。



わかめごはん・鯖のピリ辛焼き・煮びたし・味噌汁・牛乳

小学校給食



ねぎ塩豚丼・ひじきのピリッとサラダ・味噌汁・牛乳

中学校給食

## ■学校給食の実施方式

学校給食は，主に，自校方式，共同調理場(センター)方式，親子方式の3つの実施方式に区分されますが，狛江市では，小学校は自校方式を，中学校は共同調理場(センター)方式をそれぞれ採用しています。

実施方式	内容	狛江市	
		小学校	中学校
自校方式	学校敷地内にある調理場で調理し，提供する方式	○	
共同調理場方式 (センター方式)	複数の学校の給食を一括して調理し，それぞれの学校に配送する方式		○
親子方式	複数の学校がペアを組んで，調理場を持つ学校(親)が調理場を持たない学校(子)の給食も調理し，調理場を持たない学校に配送する方式		

## ■学校給食の年間経費

学校給食法により，学校給食にかかる費用のうち，実施に必要な施設や設備の経費や給食の運営に要する経費は設置者(市)が負担し，保護者は主に食材費を負担することとされています。

狛江市が支出する年間の経費(平成28年度)は，小学校は約2億円，中学校は約1億4,600万円です。また，平成27年7月から開始した中学校給食では，給食センターの建設と中学校へのエレベーターの設置に約11億3,100万円の経費がかかっています。

○給食の運営にかかる年間経費（ランニングコスト）

平成 28 年度一般会計，当初予算

区分	年間経費	主な内容
小学校	約 2 億円 (約 1 億 7,000 万円)	給食調理人件費（直営 3 校・正規） 約 7,500 万円 給食調理業務委託料（委託化 3 校） 約 7,560 万円 給食調理等報酬（直営 3 校・嘱託） 約 1,590 万円 その他給食調理用備品，給食調理施設修繕，給食費補助金，生ごみ処理費用など
中学校	約 1 億 4,600 万円 (約 1 億 2,100 万円)	給食調理業務委託料（給食センター） 約 7,810 万円 給食センター職員人件費（正規） 約 2,680 万円 その他給食調理用備品，給食調理施設修繕，施設の維持管理，給食費補助金，光熱水費，生ごみ処理費用など

( ) は市の負担額（一般財源）

※人件費・報酬費は社会保険料含む。

○中学校給食の開始にかかった費用（イニシャルコスト）

平成 26. 27 年度一般会計決算

区分	経費	主な内容
給食センター・中学校	約 11 億 3,000 万円 (約 8 億 8,400 万円)	給食センター工事費 約 6 億 6,000 万円 給食用備品 約 2 億 1,400 万円 中学校エレベーター設置工事費 約 2 億 5,600 万円

( ) は市の負担額（一般財源+市債+基金取り崩し）

■学校給食の給食費（保護者の負担）

給食の食材費は保護者が負担していますが，狛江市では学校給食による保護者の負担を軽減するため，小・中学校ともに，児童・生徒 1 人につき月額 400 円を補助しています。

○給食費（月額）

区分	保護者負担額
小学校	低学年 3,500 円 (3,900 円)
	中学年 3,700 円 (4,100 円)
	高学年 3,910 円 (4,310 円)
中学校	中学生 4,350 円 (4,750 円)

( ) は，市による補助の前の金額

## ■給食調理の委託化

狛江市では、行財政改革の一環として、民間活力の導入を図るとともに、安定した給食の提供を行うため、給食調理の委託化を進めています。既に小学校3校と中学校給食センターの調理業務を民間事業者へ委託しています。

### ○委託化校

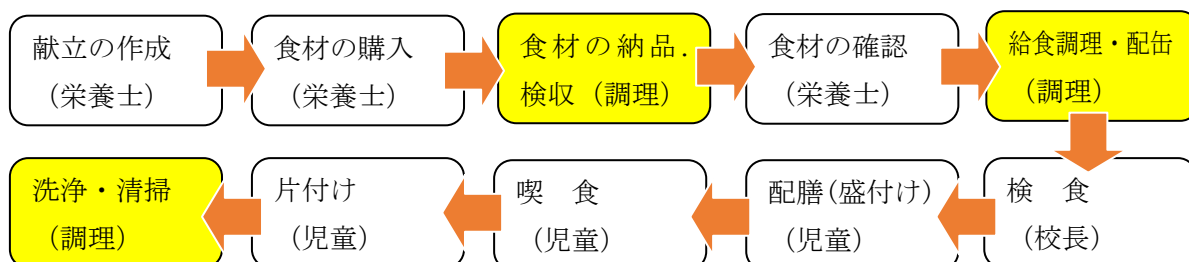
学校名／施設名		給食調理委託業者	委託開始時期
小学校	第五小	東洋食品	平成26年4月
	第六小	シダックス大新東ヒューマンサービス	平成27年4月
	第一小	グリーンハウス	平成28年4月
	第三小	※秋頃から選考予定	平成29年4月(予定)
中学校	給食センター	東洋食品	平成27年6月

また、この委託事業者の選定は、入札（価格のみで選定する方式）ではなく、価格や近隣地域での実績、従事する調理員の経験年数、経営状況、提案や計画書等を総合的に比較して選定する「プロポーザル方式」を採用し、決定しました。また、各校の委託化に先立ち、児童・生徒の保護者を対象として、委託化の説明会と委託事業者が調理した給食の試食会を開催しています。

## (1) 小学校給食

### ■学校給食を提供するまでの流れ

小学校では、各学校の栄養士が文部科学省で定める学校給食摂取基準に基づいて献立を作成し、食材を購入します。購入した食材は、給食の実施日にそれぞれの学校に納品され、給食室で調理されます。出来上がった給食は、学校長が検食し、献立どおりにできているか、異常がないかなどを確認した後、児童が喫食します。



(給食調理を委託化している学校は、網掛け部分を委託事業者が行います。)

給食物資のうち、主に肉、魚、加工品、調味料は、給食物資選定委員会（教育委員会職員、教育委員会栄養士、小学校栄養士で構成）で納入業者を選定し、各学校で購入しています。

また、地場野菜は、教育委員会が市内の生産者6軒と協定を結び、それぞれの学校が指定された生産者から地場野菜を仕入れています。

### ○給食の日程

学校によって給食時間は異なりますが、いずれの学校も40分から45分程度の給食時間を設け、児童はこの時間に配膳(盛付け)から喫食、片付けまでを行います。

	12:10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	13:00		
第一小			12:15	給食時間							13:00		
第三小				12:20	給食時間							13:00	
第五小			12:15	給食時間							12:55		
第六小				12:20	給食時間							13:00	
和泉小			12:15	給食時間							12:55		
緑野小			12:15	給食時間							12:55		

### ■各小学校の食品廃棄量（食品ロス）

小学校では、それぞれの給食室の外に設置している生ごみ処理機で、「調理くず」「食べ残し」の一次処理を行います。その後、一次処理で排出された生成物は埼玉県内の堆肥業者へ引き渡し、堆肥の原料として活用されます。

なお、この堆肥は泊江市の補助制度により市内の生産者に安価で販売され、市内の農地で利用されています。

#### ○小学校給食の食品廃棄物の処理量

- ・年間 34 トン
- ＝児童 1 人あたり約 11 キログラム(年間)
- (平成 26 年度実績)



生ごみ処理機

#### ■学校給食における地場野菜の利用

小学校給食での青果購入額全体に対する地場野菜の購入割合は、例年 10%～12%程度で、毎年ほぼ横ばいの傾向です。各学校と生産者が、作付け前や献立作成前の事前調整を密に行うことで、地場野菜の使用量をできる限り増やすよう努めていますが、泊江市の野菜は少量多品種であることが多く、学校が給食で希望する食材を大量に用意するには限りがあります。

#### ■小学校給食費会計

小学校給食費は、各学校で管理する「私費会計」となっており、市の歳入・歳出予算に計上されないため、教材費や校外活動費などの学校が徴収するものとあわせ、教育委員会職員が監査を行い、教育委員会に報告しています。

平成 26 年度は、6 校で約 1 億 5,609 万円の収入に対し、約 1 億 5,593 万円の支出がありました。収支の差額 15 万 8,640 円は次年度に繰り越しました。

#### ○小学校給食費決算（平成 26 年度）

収入額	支出額	差引額
1 億 5,609 万 6,719 円	1 億 5,593 万 8,079 円	15 万 8,640 円
・給食費 約 1 億 4,127 万円	・食材費	(次年度へ繰越)
・市補助金 約 1,482 万円		

#### (小学校給食費の未納状況)

小学校給食費の管理、徴収は、各学校が行っています。平成 27 年 3 月末現在、それまでの未収入は 5 名・158,640 円（うち過年度分 93,535 円）です。

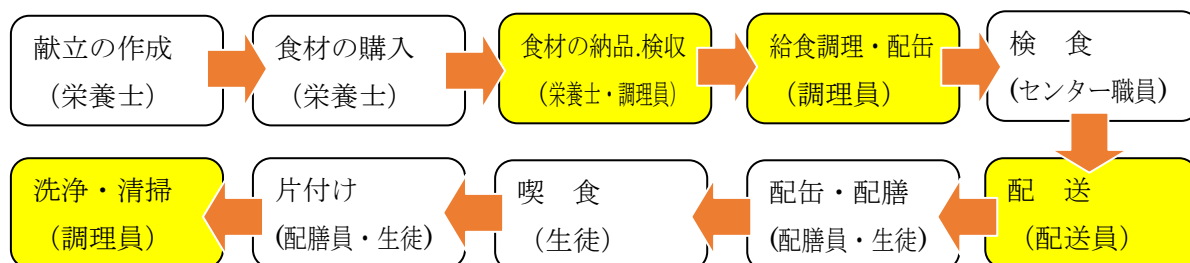


## (2) 中学校給食

中学校の給食は、給食センターで4校分（生徒・教職員，合計約 1,500 人分）を一括で調理しています。中学校給食の献立は、給食センターの栄養士2名が、文部科学省で定める学校給食摂取基準に基づいて作成し、食材を購入します。購入した食材は、給食の実施日に給食センターに納品され、委託事業者が調理します。

出来上がった給食は、給食センター職員が検食し、献立どおりにできているか、異常がないかなどを確認した後、2台のトラックでそれぞれの学校に食缶を配送し、委託事業者の職員と生徒が配缶・配膳を行って、喫食します（※配送後、各学校でも校長が検食します。）。

片付けは、喫食が終了した後、生徒が食器や食缶をワゴンに戻し、配膳員がコンテナに積み替えてトラックに積み込みます。給食センターでは、各校から回収した食器と食缶を、食器用石けんを使って1つずつ手で下洗いした後、高压洗浄機ですすぎ、熱風で乾燥・消毒して翌日の給食に備えます。



（網掛け中「調理員」・「配送員」・「配膳員」の部分は委託事業者が行っています。）

### ○それぞれの作業の様子（給食センター）



調理



配缶



コンテナ（食缶）の回収



洗浄

### ○給食の日程

小学校と同様に、中学校も学校によって給食時間は異なりますが、いずれの学校も30分の給食時間と、続けて20分の休憩時間を設けています。

	12:30	35	40	45	50	55	13:00	05	10	15	20	25	30
第一中			12:40	給食時間			13:10	休憩時間			13:30		
第二中		12:35	給食時間			13:05	休憩時間			13:25			
第三中			12:40	給食時間			13:10	休憩時間			13:30		
第四中			12:40	給食時間			13:10	休憩時間			13:30		

### ○給食物資の選定

中学校給食でも、小学校給食と同様に、給食物資のうち主に肉、魚、加工品、調味料は、給食物資選定委員会（教育委員会職員、教育委員会栄養士、小学校栄養士で構成）で納入業者を選定し、給食センターで購入しています。

また、地場野菜は、教育委員会が農産物直売会（JA）と協定を結び、市内の生産者から農産物を仕入れています。

### ■各中学校の食品廃棄量（食品ロス）

給食センターでは、「調理くず」と各校の「食べ残し」をあわせて、専用ストッカーで冷凍保存します。その後、市内の収集運搬業者によって食品廃棄物飼料化施設（大田区）に運ばれ、配合飼料原料として再生されます。そこでできあがった配合飼料原料は、飼料メーカーに引き渡され、他の原料と混ぜ合わせた後に、養鶏・養豚用飼料として利用されています。

中学校給食の食品廃棄物の処理量	
年間	生徒1人当たり(年間)
約34トン	約11キログラム

(平成27年7月から3月までの間)



食品廃棄物用冷凍ストッカー（給食センター）



食品廃棄物飼料化施設（大田区）

### ■地場野菜の使用実績

中学校給食での青果購入額全体に対する地場野菜の購入割合は、9.9%（平成27年度実績）です。小学校給食と同様に、地場野菜の使用量はできる限り増やすように努めていますが、4校が同じ献立で運用している中学校給食では、小学校給食よりも「量」が必要になることから、中学校給食における地場野菜の使用には限りがあります。

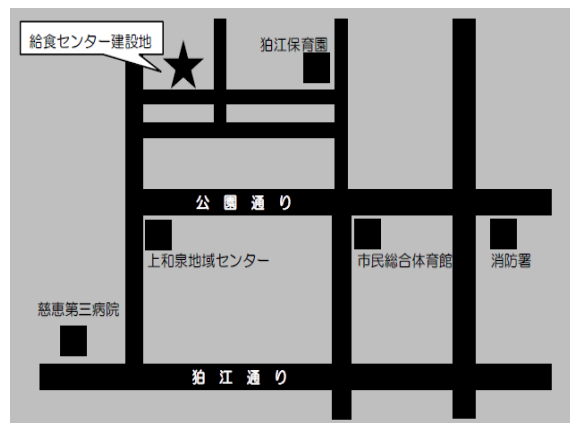
### ■中学校給食センター

狛江市では、共同調理場（センター）方式による中学校給食の開始に向けて、平成27年5月に狛江市西野川の旧第七小学校跡地に給食センターを建設しました。





給食センター外観



給食センター位置（地図）

給食センターは、「衛生管理」「食育」「地域」「環境配慮」「経済性」の5つのコンセプトに基づき整備を行いました。

■ 中学校給食センターの特徴的な設備

設備① 市内業者等を意識した施設整備  
衛生管理 **食育** **地域** 環境配慮 経済性

市内業者の受入れを意識し、広さに余裕を持たせプラットフォームを整備しました。また、地元農産物等の受入れのためのシンクスペース及び保管スペースを検収室に確保しました。



設備② エアシャワー・手洗い場  
**衛生管理** 食育 地域 環境配慮 経済性

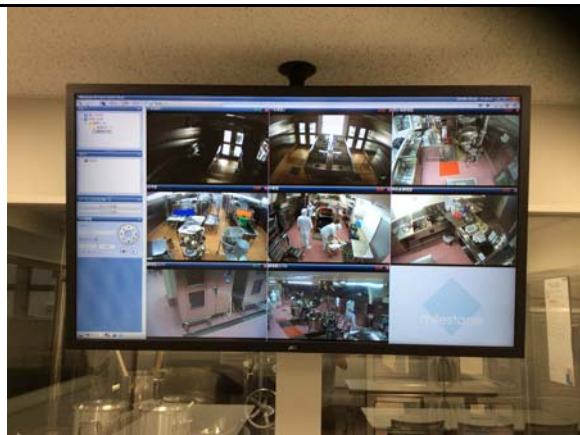
衛生エリアに入る前には、エアシャワーを通過し、衣服についたホコリ等を除去しています。また、手洗い場については、肘まで入るものとし、自動手指洗浄機を設置しています。



### 設備③ 見学用カメラ

**衛生管理** **食育** **地域** **環境配慮** **経済性**

給食センター内8箇所（調理室，洗浄室等）に見学用カメラを設置し，事務室や会議・研修室から，給食調理の作業を見ることができます。また，7日間の映像記録を保存しており，何らかの事態が発生した際の検証に使用することができるようになっています。



### 設備④ ドックシェルター

**衛生管理** **食育** **地域** **環境配慮** **経済性**

配送前室にドックシェルターを設置しています。これにより，食缶を載せたワゴンを配送車に積み込む際の気密性が確保され，虫等の混入を確実に防ぐことができます。



### 設備⑤ 太陽光発電

**衛生管理** **食育** **地域** **環境配慮** **経済性**

10kwの太陽光発電設備があり，災害時には事務室のコンセントを電源として使用することができます。平成27年度は，太陽光発電により11,975.5kwhを発電し，電気料約38万円の節約ができたものと推定されます。



### 設備⑥ 吹き抜けのない調理室

**衛生管理** **食育** **地域** **環境配慮** **経済性**

油煙等の付着放置やホコリ溜まりを無くし，いつでも清掃実施が行えるように吹き抜けのない調理室を採用しました。吹き抜けがないことにより，高い空調効率を実現し，調理室の見学設備を1階に配置することで効率的な移動経路を実現しました。



### 設備⑦ 騒音・臭気

衛生管理 食育 **地域** 環境配慮 経済性

騒音に配慮し、主な室外機を屋上に設置するとともに周囲を壁で囲むようにしています。また、臭気にも配慮し、高性能の脱臭装置ユニットを設置しています。



### ■ 中学校給食費会計

中学校給食費は、給食センターで管理する「私費会計」となっており、市の歳入・歳出予算に計上されないため、狛江市立中学校給食運営委員会の委員2名（※平成27年度はPTA・校長）による監査を受けています。

平成27年度は、約5,060万円の収入に対し、約5,028万円の支出がありました。収支の差額33万3,313円は、次年度に繰り越しました。

### ○ 中学校給食費決算（平成27年度）

収入額	支出額	差引額
5,062万515円	5,028万7,202円	33万3,313円
・ 給食費 約4,665万円	・ 食材費	(次年度へ繰越)
・ 市補助金 約425万円		

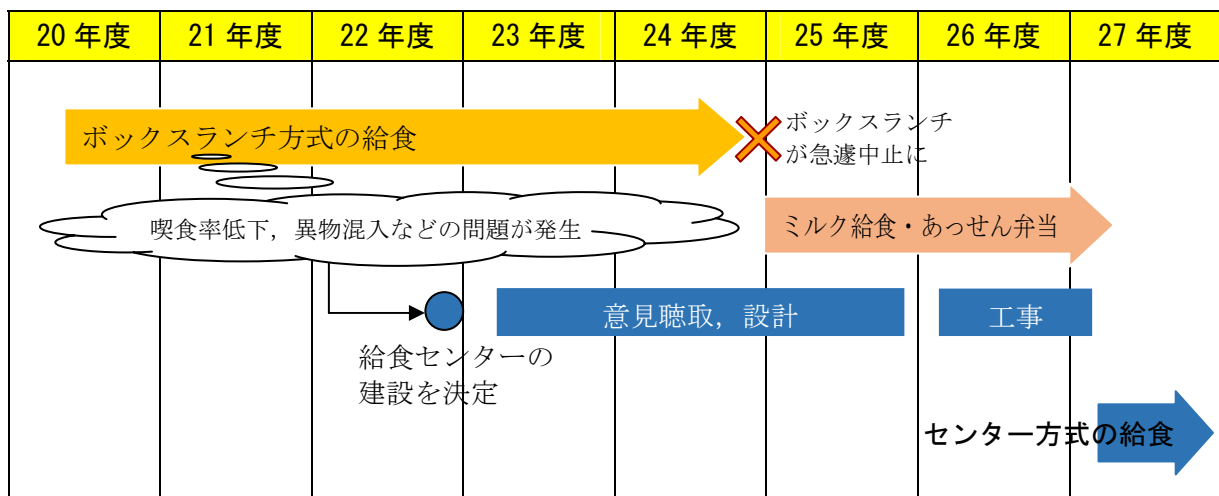
### (中学校給食費の未納状況)

中学校給食費は、給食センターで徴収、管理しています。平成28年4月末現在、平成27年度分の未収入は20件・35万3,280円ありました。このうち、未納者と電話で接触するなどして、6月までに7件・9万8,406円を納付いただきました。

### ■ 中学校給食開始までの経緯

狛江市では、平成 20 年 10 月から、民設民営でボックスランチ方式による中学校給食を開始しました。その後、ボックスランチ方式による給食の喫食率の低下や異物混入などの問題が発生したことを受け、平成 23 年 2 月、中学校給食を公設民営方式に転換し、そのために必要な給食センターを旧第七小学校跡地に建設することを決定しました。

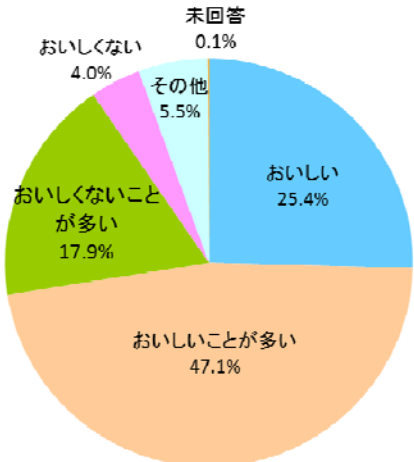
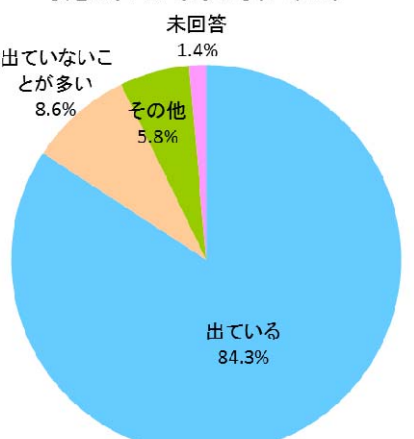
その後、事業者からボックスランチ事業の辞退の申し出を受け、平成 25 年 3 月末で急遽ボックスランチ方式の給食提供を取りやめることとなりました。その後、給食センターが竣工し、公設民営・食缶方式による中学校給食が開始される平成 27 年 7 月までの 2 年あまり、ミルク給食の提供と弁当のあっ旋を行いました。



### ■ 中学校給食開始後の検証

中学校給食の味付けに対する生徒の味覚の感じ方を把握し、給食センターにおける今後の調理方法や味付けに反映させることと、保温食缶による「温かい給食」が生徒へ確実に提供できているか検証するため、平成27年11月から12月にかけて、生徒と教職員を対象としたアンケートを実施しました。

アンケートの結果は、給食の味付けと食缶の保温状況ともに良好な結果が得られました。

アンケート実施期間	平成27年11月24日から平成27年12月4日まで														
<p>○設問2</p> <p>「給食はおいしいですか。」の問いに対し、「おいしい」「おいしいことが多い」の回答が72%という結果となり、給食の味付けについては、おおむね好評を得ていることが確認できました。</p>	<p><b>設問2 給食はおいしいですか。(n=1,251)</b></p>  <table border="1"> <caption>設問2 給食はおいしいですか。(n=1,251)</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おいしい</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>おいしいことが多い</td> <td>47.1%</td> </tr> <tr> <td>おいしいくない</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>おいしいくないことが多い</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	おいしい	25.4%	おいしいことが多い	47.1%	おいしいくない	4.0%	おいしいくないことが多い	17.9%	その他	5.5%	未回答	0.1%
回答内容	割合														
おいしい	25.4%														
おいしいことが多い	47.1%														
おいしいくない	4.0%														
おいしいくないことが多い	17.9%														
その他	5.5%														
未回答	0.1%														
<p>○設問7</p> <p>「温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たい状態で出ていますか。」の問いに対し、「出ている」と答えた生徒は約84%であり、保温食缶の導入により、全校の全クラスで「温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たい状態で」提供できていることが確認できました。</p>	<p><b>設問7 温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たい状態で出ていますか。(n=1,251)</b></p>  <table border="1"> <caption>設問7 温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たい状態で出ていますか。(n=1,251)</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出ている</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>出ていることが多い</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>1.4%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	出ている	84.3%	出ていることが多い	8.6%	その他	5.8%	未回答	1.4%				
回答内容	割合														
出ている	84.3%														
出ていることが多い	8.6%														
その他	5.8%														
未回答	1.4%														

※その他詳細は、別添「中学校給食アンケート調査結果報告書」



## 事業の評価

### 視点① 給食における安全の確保と事業実施上の危機管理について（学校教育課）

- ・児童、生徒の健康（安全）は確保されているか？
- ・委託業者に何かあったときにも、給食は継続される体制が取られているか？

#### ◆児童、生徒の健康（安全）は確保されているか？

日々、児童・生徒に提供する学校給食は、生徒の健康（安全）の確保が最も重要なことであると認識し、調理員の調理手順や給食設備等における衛生管理のほか、食材の安全性、児童・生徒のアレルギーなど、様々なリスクを念頭に置いて対策をとっています。

#### ■衛生管理

現在の小学校給食と中学校給食（給食センター）では、教育委員会が平成 23 年度に改訂した「調理作業マニュアル（調理作業の心がまえや安全な作業手順などをまとめたマニュアル）」と「衛生管理マニュアル（調理器具の洗浄・清掃方法や異物混入防止対策などをまとめたマニュアル）」を合わせた『学校給食の安全衛生マニュアル』に基づいた作業手順により、それぞれ調理を行っています。

また、調理業務を委託化している学校と給食センターでは、献立の作成や食材の発注、衛生管理は各学校（中学校給食は給食センター）の栄養士が行っています。また、業者選定の際に「衛生管理の考え方」や「フードディフェンス<sup>\*1</sup>に対する考え方」を審査基準に設け、業者側から提案させることで、高い水準の衛生管理基準を持った業者を選定しています。

#### \*1フードディフェンス

食品への意図的な異物の混入を防止する取り組みのこと。原料調達から販売までのすべての段階において、人為的に毒物などが混入されることのないように監視するものです。

#### ■食材検査

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けて、狛江市では、給食食材の産地公開や食材放射性物質検査を行っています。また、遺伝子組み換え食品分析や残留農薬検査もあわせて実施しています。

#### ■アレルギー対応

##### (1) 学校生活管理指導表による把握と給食時の対応（事前対応）

学校がアレルギーを有する児童・生徒に対応するにあたっては、小・中学校ともに「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)<sup>\*2</sup>」の提出を求め、この管理指導表の提出があった児童・生徒に対し、関係の教職員（担任、栄養士、養護教諭等）と保護者が面談のうえ、

給食をはじめとした一連のアレルギー対応を行っています。この管理指導表を提出した児童・生徒は、平成 27 年度は小学校で 127 人、中学校で 26 人、平成 28 年 5 月現在では、小学校で 130 人、中学校で 24 人います。

※2学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)：資料 11 参照。

このような児童・生徒の給食時の対応としては、小学校では、アレルギーを持つ児童に対して、「除去食の提供」「本人による除去」「代替弁当持参」のいずれかにより対応しています。このうち、除去食の場合は、通常食から極力離れた場所で調理し、調理員が専用のお盆に盛り付けた後、氏名を表記して該当の児童が在籍するクラスの食缶が載ったワゴンに載せ、該当の児童が取りに来るようにしています。

一方、中学校でも、生徒の食物アレルギーの対応としては「除去食の提供」「本人による除去」「代替弁当持参」のいずれかにより対応しています。このうち、除去食については、アレルギー対応がある日の給食では、給食センター内のアレルギー対応食専用の特別調理室で調理した後、専用のお盆と食器に盛り付けます。また、各学校に配送した後は、各校に配置された配膳員が対象の生徒に直接手渡しています。



アレルギー対応食専用バッグ（中学校）



アレルギー対応食専用食器（中学校）

## (2) アナフィラキシー<sup>※3</sup>対応ホットライン（事後対応）

平成 25 年 8 月に、狛江市・調布市・東京慈恵会医科大学附属第三病院の三者によるアナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書を結んでいます。狛江市では、このホットラインの利用施設として、小・中学校のほか、保育園、児童館などの子どもが集まる施設を登録しており、これらの施設では、子どもたちが食物アレルギー症状を発症した際に、慈恵第三病院小児科に繋がる専用 PHS により、緊急搬送の受け入れや、医師にアレルギー症状の判断などに係る相談をその場で行えるようになっていました。また、慈恵第三病院から様式の提供を受けて、学校では、それぞれの児童・生徒の緊急時の対応を整理した「緊急時個別対応カード<sup>※4</sup>」を常備し、緊急事態に備えています。

ホットラインを締結した平成 25 年 8 月以降、これまでに狛江市の小・中学校がホットラインを使用した実績は 10 件(25 年度… 1 件, 26 年度… 7 件, 27 年度… 2 件)ありました。

このうち、給食が原因と思われる案件は 3 件(26 年度… 2 件, 27 年度… 1 件)でした。

### ※<sup>3</sup>アナフィラキシー

即時型食物アレルギーの反応の中でも、じんましんだけや腹痛だけなど一つの臓器にとどまらず、皮膚(発赤やかゆみ)、呼吸器(咳、ゼイゼイした呼吸、呼吸困難)、消化器(腹痛、嘔吐)、循環器(脈が速い、血圧低下)、神経(意識の変化)など、複数の臓器に重い症状が現れるものをアナフィラキシーと呼びます。

食物以外にも、薬物やハチ毒などが原因で起こります。血圧低下や意識障害などのショック障害を伴う場合は、アナフィラキシーショックと呼び、生命をおびやかす危険な状態です。

※<sup>4</sup>緊急時個別対応カード：[資料 12](#)参照。

### ◆委託業者に何かあったときにも、給食は継続される体制が取れているか？

市が委託する給食調理の継続が危ぶまれる事態を想定するにあたり、その要因が、ボックスランチ給食のように事業者そのものに緊急事態が発生したときと、事業者の運営の問題はないものの、給食調理の人員が急遽不足するなどの事態が発生したときの対応を、分けて考えています。

#### (1) 調理の人員が不足する事態が発生したとき（事業者自体に問題はないとき）

事業者選定の際に、現場の支援体制についての提案を受けていますが、現在、給食調理を受託しているいずれの事業者も、当日、調理職員が不足するような場合には、近隣の受託施設からの応援や営業所に待機している調理員で欠員を補充することとしており、仮に感染症が流行するなどして、一度に複数の従業員が欠員となった際にも、滞りなく給食が提供できる体制になっています。

#### (2) 事業者自体の運営が危ぶまれる事態が発生したとき

いずれの事業者も「公益社団法人日本給食サービス協会代行保証」か「社団法人集団給食協会代行保証」に加入していますので、何らかの事由により、事業の運営ができなくなった場合には、それぞれの協会が他の会員業者を選定し、代行運営することになっています。(業者選定プロポーザルの選定審査の評価事項の一つとしていました)



## 視点② 学校給食を活用した「食」に関する指導について（指導室）

- ・給食指導は実際にどのように行われているのか？また、教育委員会は、学校に対してどのように指導・助言しているのか？
- ・給食を利用した食育は実際にどのようなことを行っているか？また、教育委員会は、学校に対してどのように指導・助言しているのか？

### ◆給食指導について

#### ■学校での指導

##### (1) 小学校給食

栄養教諭が配置されている学校(和泉小学校)においては学級担任や栄養教諭から、栄養教諭が配置されていない学校においては学級担任や栄養士から、学級活動の時間や給食指導の時間に、献立に合わせた配膳、食事のマナー、片付け方等の指導を実施しています。

##### (2) 中学校給食

各学級担任から主に給食指導の時間に献立に合わせた配膳、食事のマナー、片付け方等の指導を実施しています。

また、給食に係る委員会を各中学校で設け、それぞれ活動をしています。

#### ■給食指導に関わる教育委員会から学校への指導・助言

##### ○国や都からの通知や資料に基づいた指導・助言

<平成 27 年度の通知事例>

- ・平成 27 年度「食育月間」における食育の推進について(依頼) (※資料 13 参照)

##### ○給食準備前の手洗い等、感染症予防に関わる指導・助言

【例】

- ・第 3 回校長会：食中毒の予防、手洗い指導の徹底

##### ○アレルギー対応に関わって、誤食防止を図るための指導・助言

【例】

- ・第 8 回校長会：アレルギー対応食の確実な配膳、おかわりの管理

## ◆給食を利用した食育について

### ■学校での指導

楽しく会食すること、健康によい食事のとり方、食事と安全・衛生、食事と文化、勤労と感謝等の観点から食育年間指導計画<sup>※5</sup>に基づき食育を行っています。

※5食育年間指導計画：学習指導要領、食育基本法等に基づき、学校が、前年度末に作成する。[資料 14](#)(小学校例)、[資料 15](#)(中学校例)参照。

小学校2年生生活科の「野菜作り」や、小学校3年生国語科の「すがたをかえる大豆」を題材とした食育の取り組みなど、市立学校で共通している食育の取り組みと、各校独自に行っている食育の取り組みがあります。

#### 【独自取組の事例(平成27年度事例)】

- ・ 狛江産の枝豆の鞘をむき、むいた枝豆をその日の学校給食の献立の一部として使用することで、狛江の農産物に対する理解や生産者への感謝の心等を育てる学習。
- ・ 小学校5年生社会科「わたしたちの生活と食料生産」において、食生活を支えている身近な水産物について調べる学習の第1時間目に、献立表を活用し、子どもたちに給食を食べることで様々な水産物を摂取していることに気付かせ、調べ学習への意欲を高めるとともに「食品を選択する能力」の育成を図っている。

### ■食育に関わる教育委員会から学校への指導・助言

#### ○国や都からの通知や資料に基づいた指導・助言

##### 【平成27年度の通知事例】

- ・ 平成27年度「食育月間」における食育の推進について(依頼) (※[資料 13](#)参照)

#### ○食育全体計画<sup>※6</sup>と食育年間指導計画

食育を教育課程に位置付けるよう指導し、食育全体計画と食育年間指導計画の提出を求めています。提出された計画については、指導主事が各計画の点検を行い、学習指導要領等に照らし、必要に応じて指導・助言を行っています。

※6食育全体計画：学習指導要領、食育基本法等に基づき、学校が、前年度末に作成する。[資料 16](#)(小学校例)、[資料 17](#)(中学校例)参照。

### ■所管部署が各校の食育取組状況の把握方法と、市内校での事例共有方法

各校がどのように食育に取り組んでいるかの実態については、各学校が作成する食育指導全体指導計画及び年間指導計画の提出により、所管部署にて把握しています。

現在、食育に関わって定期的開催される研修会や担当者会はありません。食育については、各校からの依頼に応じて、市内各校の情報を提供しています。

## 今後の課題とその対策

### ○アレルギーを持つ児童・生徒への対応について（小・中学校）

アレルギーを持つ児童数は、増加傾向にあります。また、原因となる食材も多岐にわたることから、各学校（給食センター）は、除去食の提供や代替え食持参などの対応を常に誤ることなく行わなければなりません。現在の施設や人員の中で、確実な対応を行うためのリスク管理の徹底を関係職員に行っていく必要があります。

### ○児童・生徒数の変動への対応について（小・中学校）

今後、短期的に一部の学校において児童・生徒数の増加が見込まれています。そのため、児童・生徒数の増え幅と給食の提供能力を勘案し、児童・生徒数に対して給食の提供能力が不足するような事態が生じることを予見したときは、関係部署と調整しながら、必要な対応を検討していく必要があります。特に、給食センターについては、施設内に必要な食器・食缶等の保管スペースを確保することと必要食数に応じた調理能力の確保が課題となります。

### ○給食施設の老朽化について（小学校）

各校の給食室は建築から数十年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。給食調理の委託化を開始した小学校では、翌年度の夏休みを利用して一定規模の施設・設備の改修を実施しているものの、それ以外は日々の運用や予算の範囲内での修繕で対応していることから、施設の大規模改修までの間は、引き続き修繕予算で対応していく必要があります。

### ○中学校における「食育」の充実について（中学校）

各学校に栄養士が配置されている小学校と異なり、栄養士は基本的に給食センターに常駐しています。また、中学校では授業や行事等により食育の時間を確保することが難しいこともあり、食育を充実させることが困難な状況にあります。そのため、各クラスに食器とともに毎日配付する「給食メモ」や、保護者に毎月配布する「給食だより」で生徒への指導や家庭への働きかけを補完して、効率良く食育を充実させていく必要があります。

### ○「食」に関する指導について（指導室）

#### 《小・中学校》

食育とオリンピック・パラリンピック教育とを関連付け、世界の国々の食文化と日本の食文化の理解を図るため、学校給食を生きた教材として活用し、より効果的な食育指導を行います。

#### 《小学校》

食を通じて狛江市の地域特性を理解することで、自然の恵みや勤労の大切さを理解するよう指導します。

《中学校》

給食センターの施設を有効に活用し，給食センター栄養士等による食育を更に推進します。

平成 28 年度

教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会答申

(平成 27 年度実施事業)

平成 28 年 11 月

狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会

## ■はじめに

この答申は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会が実施した事業の自己点検及び評価に対して、当委員会が第三者の視点から審査を行った結果である。

なお、評価方法の概要は以下のとおりである。

### 1. 評価対象の選定

- 評価事業は、第 2 期狛江市教育振興基本計画の各施策の重点項目や時宜に合った事業の中から審査委員会を選定する。
- 評価事業数は、選定した事業の内容や分量に応じ、1 年に 2～3 項目程度を目安とする。

### 2. 評価の視点

- 評価を行う前に「教育的視点」をはじめとした評価の視点を設定する。
- 評価の視点が複数存在するときは、それぞれの視点から評価を行う。

## ■今年度の自己点検及び評価と審査の概要

当委員会では、教育委員会が平成 27 年度に行った事業のうち、以下の 2 事業の自己点検及び評価を求めるとともに、その審査を行った。

### 【平成 28 年度評価事業（平成 27 年度実施事業）】

- ・ Q-U・hyper-QU アンケート活用
- ・ 学校給食

このうち、『Q-U・hyper-QU アンケート活用』については、市教育委員会が定めた『狛江市の特色ある学校教育事業 21』の「狛江の教育 3 本の矢」の一つに「hyper-QU を活用した学級集団づくり」を設定していることから、重要事業として扱っていることを確認している。また、平成 27 年度に狛江市立学校は全校通常の「Q-U」から「hyper-QU」に移行したタイミングであり、その成果を点検するには平成 27 年度の事業として今年度の点検が振り返りに適した時期と考え、評価事業に選定した。

一方、『学校給食』は、平成 26 年度に狛江第五小学校、平成 27 年度に狛江第六小学校、平成 28 年度からは狛江第一小学校と、小学校給食調理委託化を開始し数年経過し、また、平成 27 年度の 7 月から開始された給食センターによる中学校給食が開始後 1 年を迎えるため、振り返りに適した時期と考え、評価事業に選定した。

また、それぞれの事業の点検・評価にあたり、評価の視点として、『Q-U・hyper-QU アンケート活用』では、「アンケート結果の活用について」「hyper-QU への移行について」の 2 点を、『学校給食』では、「給食における安全の確保と事業実施上の危機管理について」「学校給食を活用した「食」に関する指導について」の 2 点を、それぞれ設定した。

評価事業		評価の視点
①	Q-U・hyper-QU アンケート活用	1. アンケート結果の活用について 2. hyper-QU への移行について
②	学校給食	1. 給食における安全の確保と事業実施上の危機管理について 2. 学校給食を活用した「食」に関する指導について

なお、例年、この審査委員会による事業審査の実施にあたり、事業担当部署にヒアリングシートを作成してもらっているが、今回、審査を行った 2 事業のうち、学校給食事業については、情報量も多く、かつ具体的な事例も十分に記載されていたことから、この審査委員会でも、事業の内容を早い段階で具体的に把握することができた。

しかしながら、Q-U・hyper-QU アンケート活用事業のヒアリングシートは、具体性に欠け、抽象的な表現に留まっているところがいくつか見受けられた。

当然のことだが、このヒアリングシートも、教育委員会が行う自己点検及び評価の一部として、市民に公開される。

そのため、特に、今回審査を行った Q-U・hyper-QU アンケートなど、専門的で、市民にとって具体的なイメージが掴みづらい事業の説明は、個人情報などには配慮しつつも、もっと具体的な情報や事例を示しながら説明する必要がある。

ヒアリングシートを作成する担当部署には、市民に対する説明責任を果たすためにも、このような機会を有効に活用するよう意識の転換を求めたい。

## ■今年度の自己点検及び評価の各事業に対する審査委員会の意見

事業1	Q-U・hyper-QU アンケート活用（小学校・中学校）
所管課	指導室

### 【評価】

#### ■視点① アンケート結果の活用について

hyper-QU アンケートの結果を学級経営や児童・生徒の個別指導に生かしていること、また、hyper-QU アンケートに対し指導室が一定の効果を感じていると分かった。

しかしながら昨年度の段階では、児童・生徒の欠席日数の減少という成果以外は、数値で見える成果はまだ明確には確認できていない状態である。

導入時期の成果が出て、これからは事業の改善と発展を考えていく段階になる。

今後は、教員研修・授業コンサルテーションや各校における活用実態と効果について、適切に状況を把握し、改善に向けた発展的な見直しを実施するとともに、対外的にも具体的な活用状況や客観的成果を説明できるようにすることが望ましい。

#### ■視点② hyper-QU への移行について

Q-U から hyper-QU に移行したことにより、新たに対人関係能力についての結果が出るようになったことと、今までの学級の結果に加えて個人票も出るようになったことにより、アンケート結果を更に幅広く生かすことができるようになったと感じる。

アンケートの性質上、既に不登校である児童・生徒に対して効果がある事業ではないが、Q-U 導入前後を比較すると、導入後は学級満足度の上昇に伴い登校している児童・生徒の欠席日数が減ったことは、Q-U 実施期間を含めた事業成果であろう。

今後は個人別の結果を、保護者との課題共有やアンケート結果の引継ぎに活用できるよう、更に研究することが重要である。

#### ■その他

一定の効果を感じる一方で、教師が hyper-QU アンケートの活用に気をとられすぎ、かえってこのアンケートに振り回されないかという懸念もある。

ヒアリングで聞いた指導室の現在の見解のとおり、今後も本アンケートは、あくまでも児童・生徒への指導方法判断のための一つの手段という認識に留めてほしい。hyper-QU アンケートの結果を効果的に活用することは重要だが、教員が日頃からきめ細かく観察することで、児童・生徒理解を図るよう、これからも総合的に判断していくことができる教師の育成に励むことを望む。



## 【今後の提案】

### ■学校指導状況の実態把握について

---

hyper-QU アンケートが市内全校に導入されて1年が経ったことから、頃合いを見計らって教師へのアンケート調査を実施することを提案する。

この調査により hyper-QU に対して各担任教師がどのように考えているか(特に有効だった活用法、実務上の課題、活用に関する課題・不安、担当部署に求める支援等)実態を把握し、指導室が率先して事業の見直しに取り組んでいただきたい。

### ■保護者との課題共有について

---

hyper-QU への移行により、従来の学級単位での結果に加え個人単位(個人票)としても結果が出るようになった。個人票は教師と児童・生徒と保護者がアンケート結果から見えた課題を共有し解決を図るための大切な資料になる。個人単位の結果が出るという特徴を生かすためには、アンケート結果を必ず保護者に伝えるべきである。

そのため、指導室が各学校に対し、アンケート結果を確実に保護者に伝えるよう指示することを提案する。また、その伝え方についても、指導室が、各校の実態を踏まえた上で検討し、各校に実施を働きかけ、更はその好事例を全市的に広げていく仕組み作りを行うことを望む。

### ■経年におけるアンケート結果の引継ぎについて

---

これまでは、アンケート結果を主に現在のクラスづくりについてのみ活用してきたようである。しかし、先に挙げた保護者との課題共有への提案と同じく、個人単位の結果が出るという特徴を生かし、今後は更にクラス・担任が変わる年度替わりに hyper-QU アンケートの情報を引き継ぐことで継続的に状況を把握することにも重きを置くべきである。

については、個人票を子ども一人ひとりへの理解を深める重要な資料の一つとして引継ぎ、クラス替え後も個人票を有意義に活用する方法を、ぜひとも指導室が主体となり早急に研究し、各学校に活用するよう働きかけてほしい。

事業2	学校給食（小学校・中学校）
所管課	学校教育課（※学校給食を活用した「食」に関する指導は、指導室）

## 【評価】

### ■視点① 給食における安全の確保と事業実施上の危機管理について

学校給食に関するアレルギー対応について、マニュアルを定め、研修会も毎年実施していることが分かった。アレルギーホットラインの取組みも非常に良い。食物アレルギー対応も委託業者に対する危機管理も、未然防止及び有事対応について、それぞれ対策を整えた現状が確認できた。

これからは、現状の路線を継承しつつ、危機管理対策をはじめそれぞれの課題に対して継続的に徹底した対応をはかり、委託業者に対しても対応状況が維持されているかの確認体制の強化について、具体的な見通しを持って検討することが重要である。

### ■視点② 学校給食を活用した「食」に関する指導について

中学校給食栄養士は給食センターに2名いるのみで、栄養士が各校に出向いての給食指導支援を行うことは難しい状況の中、学校に行けなくてもできる指導として、給食だより・給食メモ等を作成したり、給食盛付け写真をメールで送信し、ICT機器を活用してその写真を教室の黒板に投影するなど、工夫を感じた。

一方、各校で行われている給食・食育指導内容については、指導室における把握や学校間の情報共有について、補強する余地があるように思われる。また、シートに記載された今後の課題とその対策の記載が、全体的に抽象的で漠然としていた。

### ■その他

給食事業は、まず事業評価用ヒアリングシートが充実していて、どのような事業が行われているかが視覚的にも分かりやすかった。

狛江市の学校給食は、この10年程度の間、民設民営の中学校給食開始、その給食での異物混入等課題発生、近隣自治体でのアレルギー事故をきっかけとしたアレルギー対応見直し、中学校給食の中断、小学校給食調理業務委託化開始、公設民営の中学校給食センターの計画・建築・開始等、様々な出来事があった。この経過を考えると、特に現在の中学校給食は、内容も給食センターの仕組みも、これまでの反省を生かし、中学校の現状をよく考えて運用されていると感じた。長年の懸案であった完全給食の実施に至るまで、曲折を経ながら困難を乗り越えてきたことは評価できる。

小学校給食についても、食の安全への取組みだけでなく、生産者と協力して地産地消の取組みをするなど、地域や食育のことも考えた工夫が確認できた。

また、小・中ともに給食調理委託化については、現状として大きな問題もなく、評判もいよいよいである。現在の水準以上を維持する為にも、今後は更に学校教育課が委託業者の状況確認・評価を行う体制を構築されたい。

## 【今後の提案】

### ■食物アレルギー対応について

---

アレルギーホットラインの取組みは、ぜひ今後も続けていただきたい。

学校では、毎年教職員の異動があり、またアレルギーのある児童・生徒も毎年増減する。そのため、今後も毎年ルールの確認・徹底と研修を継続するとともに、実際に適切なアレルギー対応を常にできているか、担当部署と各学校がそれぞれ定期的にチェックするための具体的方策を、新たに検討してほしい。

### ■委託業者の危機管理対応について

---

病気等で急遽調理人員が不足する事態が発生した場合の対応の提案をさせた上で給食調理業務委託業者の選定を行っていた点は、評価する。

一方で、民設民営の中学校給食事業が委託業者の都合により急遽中断した過去があるため、委託業者の経営等の状況を毎年定期的に確認・評価する仕組み作りもすべきである。

更に、委託業者のアレルギー対応体制についても、毎年委託業者内部で指導・教育や研修を実施していることを学校教育課が確認する仕組みを作ることが望ましい。

### ■給食・食育指導について

---

給食・食育指導は、各学校の裁量に任せているところが大きいように見受けられた。指導室が積極的に各学校の食育指導事例を情報収集し、市内全校に広げられるよう、より効果的な情報共有・伝達方法を検討し、実践していただきたい。

中学校給食では既に一部 ICT を活用した給食指導も行っているようだが、今後は更に動画の活用をはじめ、他の給食・食育指導にも ICT の活用を検討してほしい。

食を通じた様々な取組みの中で、子ども達が狛江市についての認識を深め、愛着を持つきっかけを作る指導を期待する。



登録番号（刊行物番号）

H28-46

狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書  
（平成 27 年度実施事業）

発行日	平成 28 年 11 月
発行者	狛江市教育委員会
編集者	狛江市教育委員会 教育部 学校教育課 狛江市和泉本町 1 - 1 - 5 電話 03-3430-1111
印刷	庁内印刷
頒布価格	50 円